

# 農業農村整備技術強化対策事業(拡充)

( ~ 技術審査向上対策 ~ )

## 1. 趣 旨

- ( 1 ) 公共工事は、国民の理解と信頼の下に進めることが重要であり、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施行の確保、公共工事の品質の確保を図るため、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行され、それに基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」が閣議決定され、さらに「農業農村整備事業工事等の品質確保に関する取り組み方針」を発出し、国、地方公共団体等の全ての公共工事の発注者が発注関係事務を適切に実施しなければならなくなったところである。

これにより、発注者の責務として工事発注時に工事経験、技術者評価等技術的能力の審査をしなければならないこと、入札参加者に技術提案を求めるよう努めること、及び工事中に品質の確保を図るため技術的検査を行うことが定められた。

- ( 2 ) 一方、農業農村整備のうち、市町村及び土地改良区等が事業主体となっているものが、約 2 割を占めており、

企業の技術的能力の審査

施工等に係る技術提案の審査

品質確保のための技術的検査

を適切に行うには、事業実施にあたっての市町村及び土地改良区の技術審査能力向上が急務となっている。

しかしながら、アンケートを実施した結果、技術審査基準の制定がない、技術審査及び技術検査能力がないなどの回答から市町村等ではほとんど取組まれていない実態が把握され、その改善策として指導の要望が多く寄せられている。

また、発注者支援団体として位置づけられた各県土地改良事業団体連合会においても新たな支援業務として技術的審査業務に取り組む技術者の能力向上が急務である。

- ( 3 ) このため、技術審査向上対策として、市町村等技術者のための技術審査手引き書の作成、技術基準の標準化、モデル工事を活用した臨場指導を実施し、農業農村整備に携わる各県土地改良事業団体連合会・市町村等の技術的審査能力の向上を図り、もって農業農村整備事業全体の効果的・効率的な事業執行に資するものである。

## 2. 事業内容

- ( 1 ) 農業農村整備技術審査向上対策事業(拡充分)

農業農村整備に携わる市町村等技術者のための技術審査手引き書の作成

国直轄工事のため整備した技術基準の汎用標準化

モデル工事を活用した技術審査・技術検査の臨場指導

- ( 2 ) 農業農村整備事業技術力強化対策事業(継続分)

農業農村の整備技術の革新、環境、バイオマス等、技術領域の拡大に的確に対応し、事業を推進する技術者育成のため、調査・計画・設計等に関する技術力強化対策を継続実施する。

### 3. 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体：民間団体
- (2) 補助率：定額
- (3) 事業実施期間：平成19年度～21年度

### 4. 平成19年度概算決定額

50,000千円(45,535千円)

<積算内訳>

- (1) 農業農村整備技術審査向上対策(拡充) 24,193千円( 0千円)
- (2) 農業農村整備事業技術力強化対策事業 25,807千円(25,807千円)
- (3) 農業農村整備コスト縮減対策事業 0千円(19,728千円)

**【担当課：農村振興局設計課施工企画調整室】**